

「新規設備投資に係る固定資産税減税の特例制度が延長されます」

固定資産税減税の特例は、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者に対して、自治体の判断により固定資産税の特例(ゼロ～1/2)を受けることができるものです。2021年3月末までと適用期間が決まっておりましたが、特例を2年間延長することが決定されました。

対象設備としては、機械装置・器具備品などの償却資産であり、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものです。

事前に「先端設備等導入計画」を町へ提出し認定を頂いた設備を導入した際、3年間固定資産税の減税を受けることができます。

「先端設備等導入計画」の作成については商工会にて支援を行います。申請には設備取得前に認定を取得する必要があるため事前に商工会に相談をお願いいたします。

#### 特例対象の詳細

対象者:資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者(大企業の子会社を除く)

対象設備:生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する下記の設備

##### 【減価償却資産の種類(最低取得価格/販売開始時期)】

- ◆機械装置(160万円以上/10年以内)
- ◆測定工具及び検査工具(30万円以上/5年以内)
- ◆器具備品(30万円以上/6年以内)
- ◆建物付属設備(60万円以上/14年以内)※家屋と一体のものを除く
- ◆事業用家屋(120万円以上/※新築の事業用家屋であり取得価格の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入された場合対象)
- ◆構築物(120万円以上)

その他要件:生産・販売活動等の用に直接供されるものであること  
中古資産でないこと

#### ・参考資料

先端設備等導入計画について

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2018/180806seisanseiPRgaiyou.pdf>

本制度の問合せ先

明和町商工会 TEL:0596-52-5235